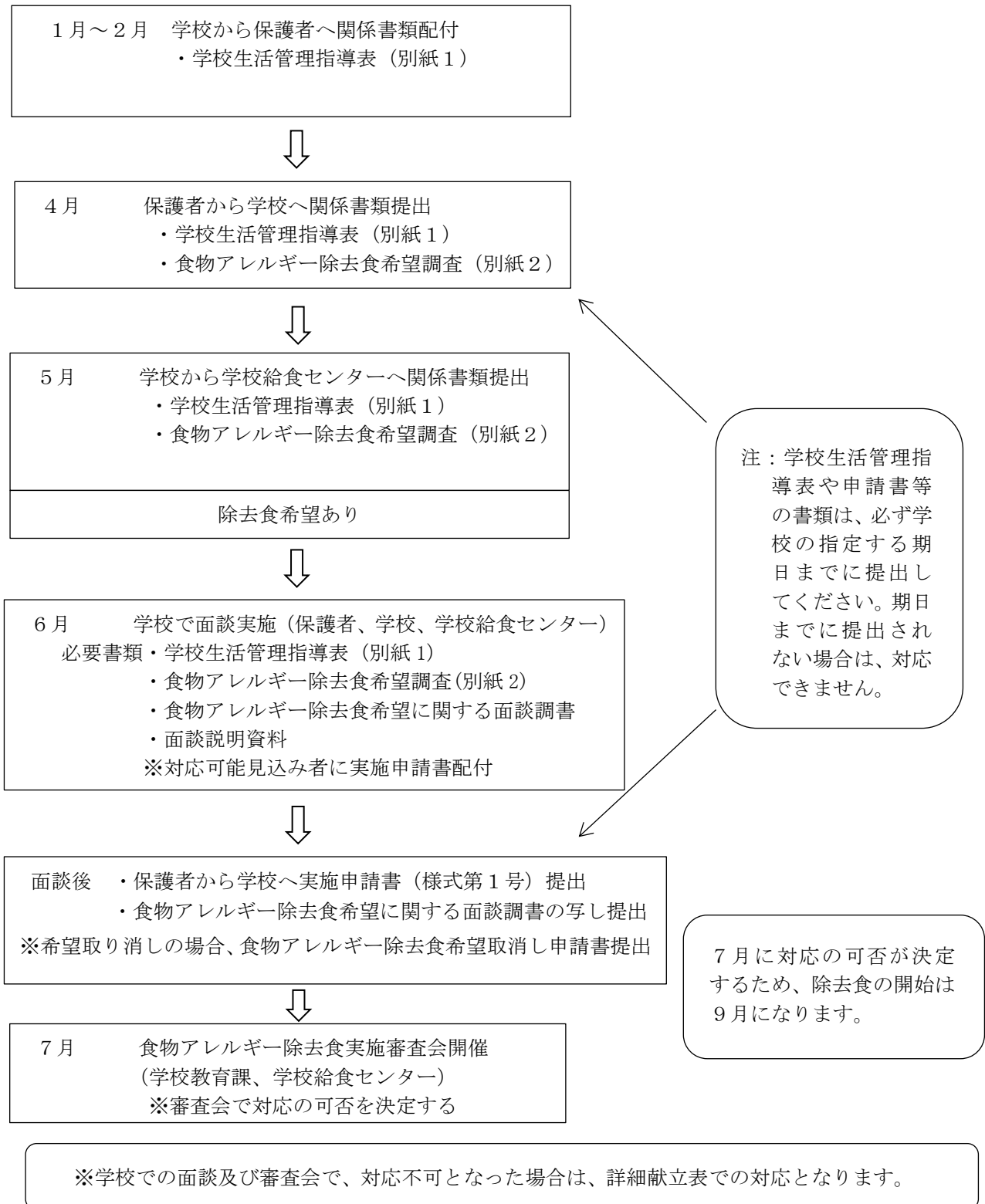


### Ⅲ 実施までの流れ及び受入体制

#### 1 申請の流れ（除去食提供の可否が決定するまで）

希望する保護者に、学校から関係書類（学校生活管理指導表、食物アレルギー除去食希望調査）を配付します。

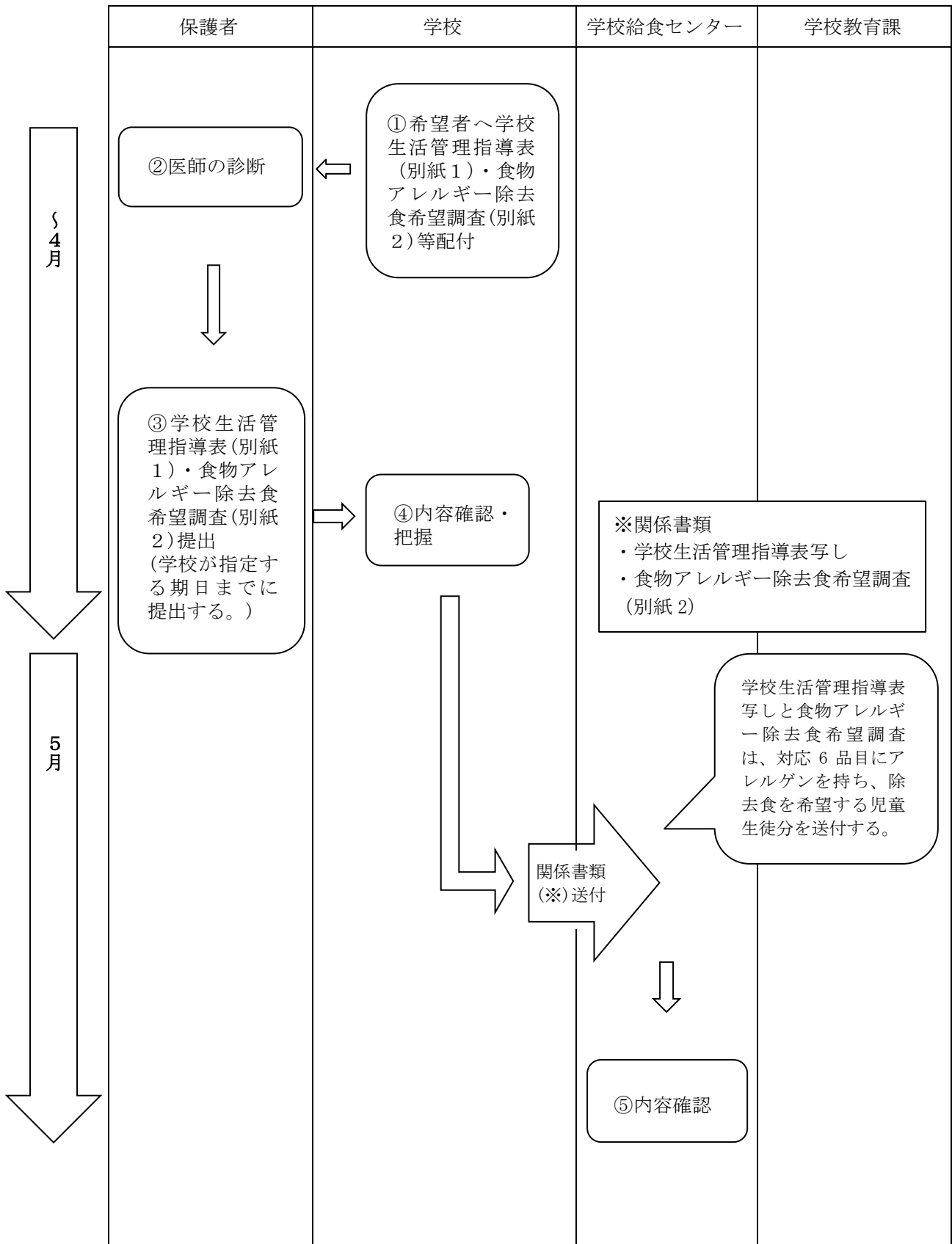
書類を提出いただいた後、症状及び対応等の把握、事業説明を中心とした面談を行い、書類の内容と面談結果をもとに食物アレルギー除去食実施審査会で対応の可否を検討・決定します。



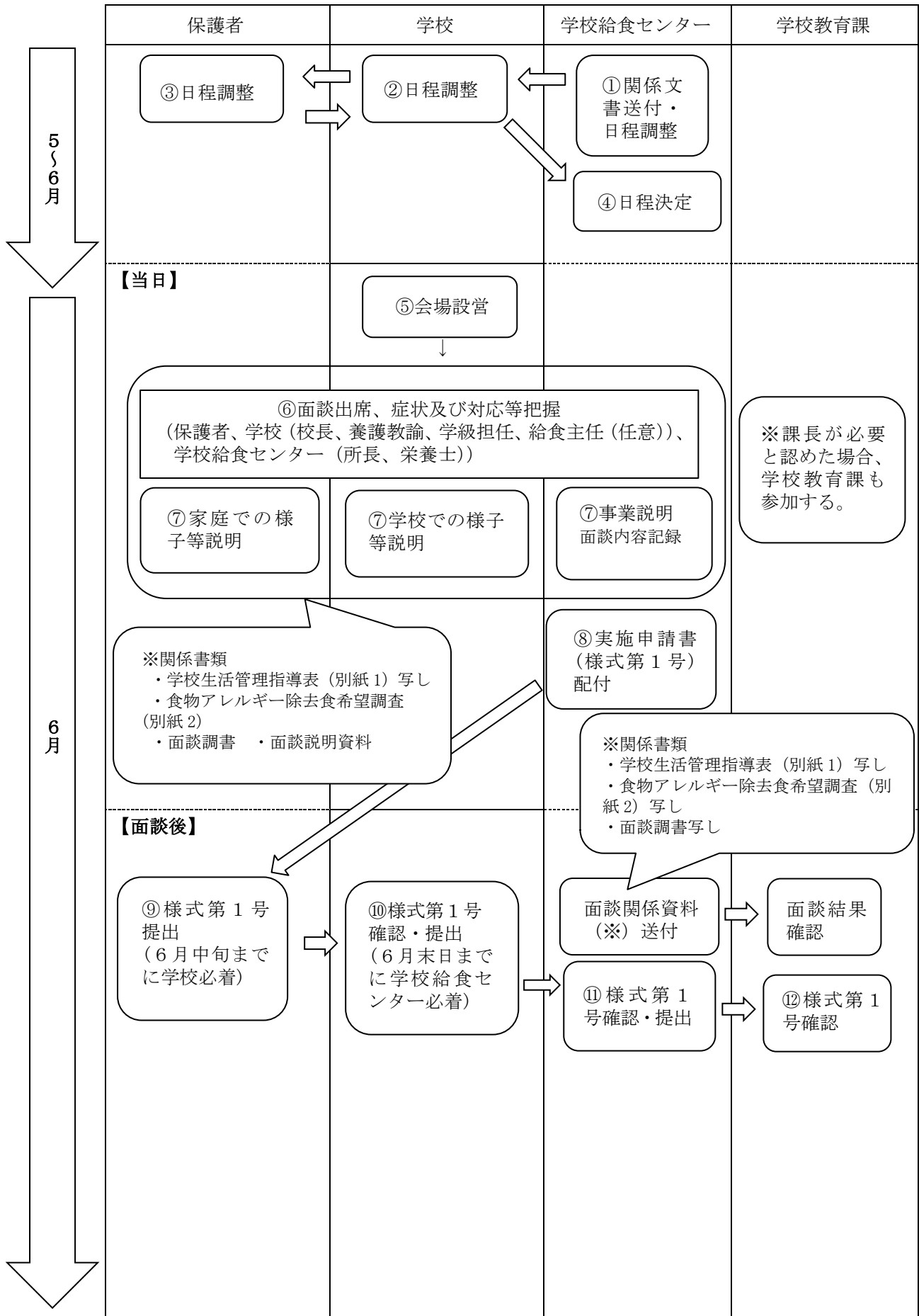
## 2 除去食実施までの流れ

### (1) 新規児童生徒

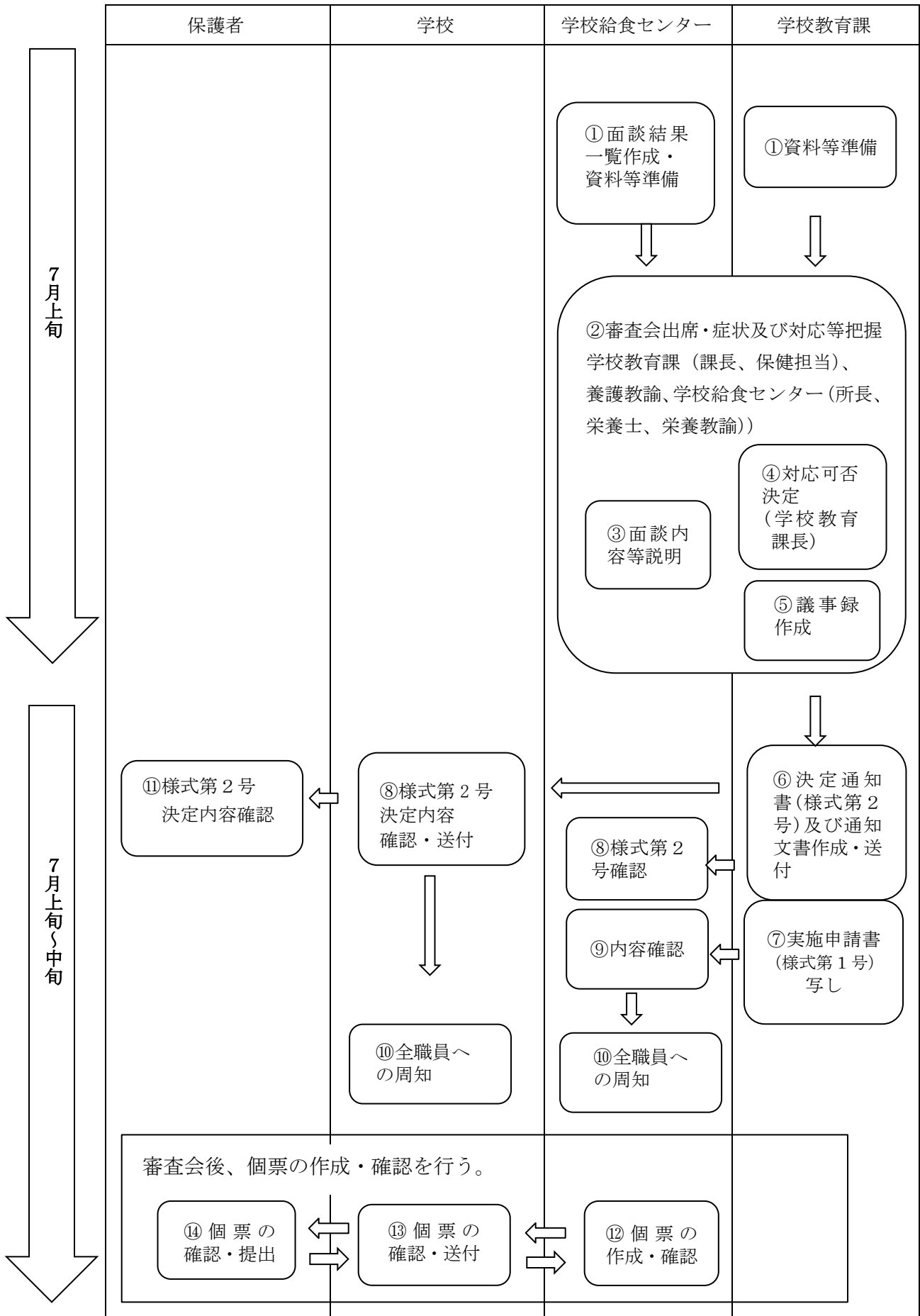
#### ① 学校生活管理指導表等手続き



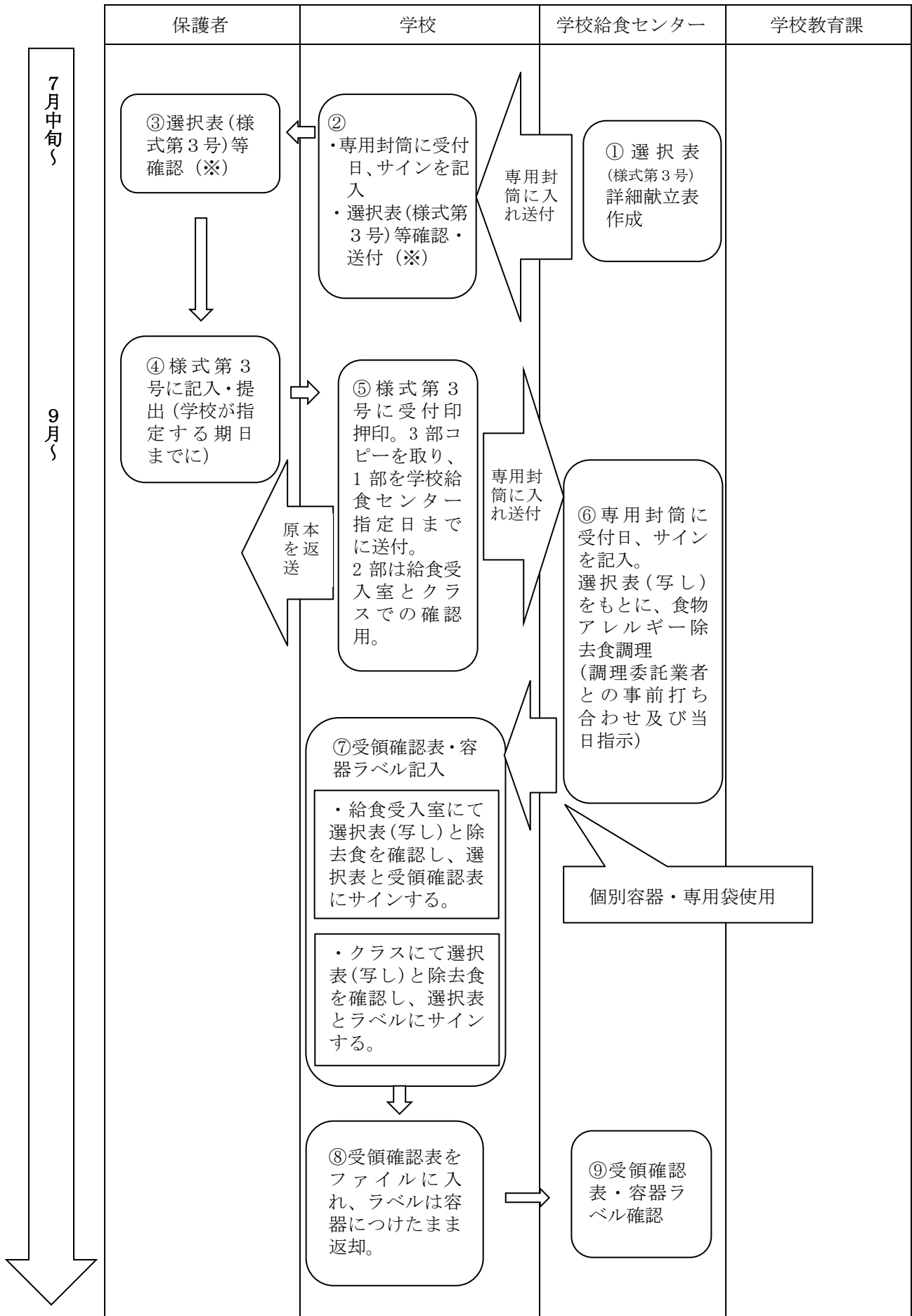
② 面談



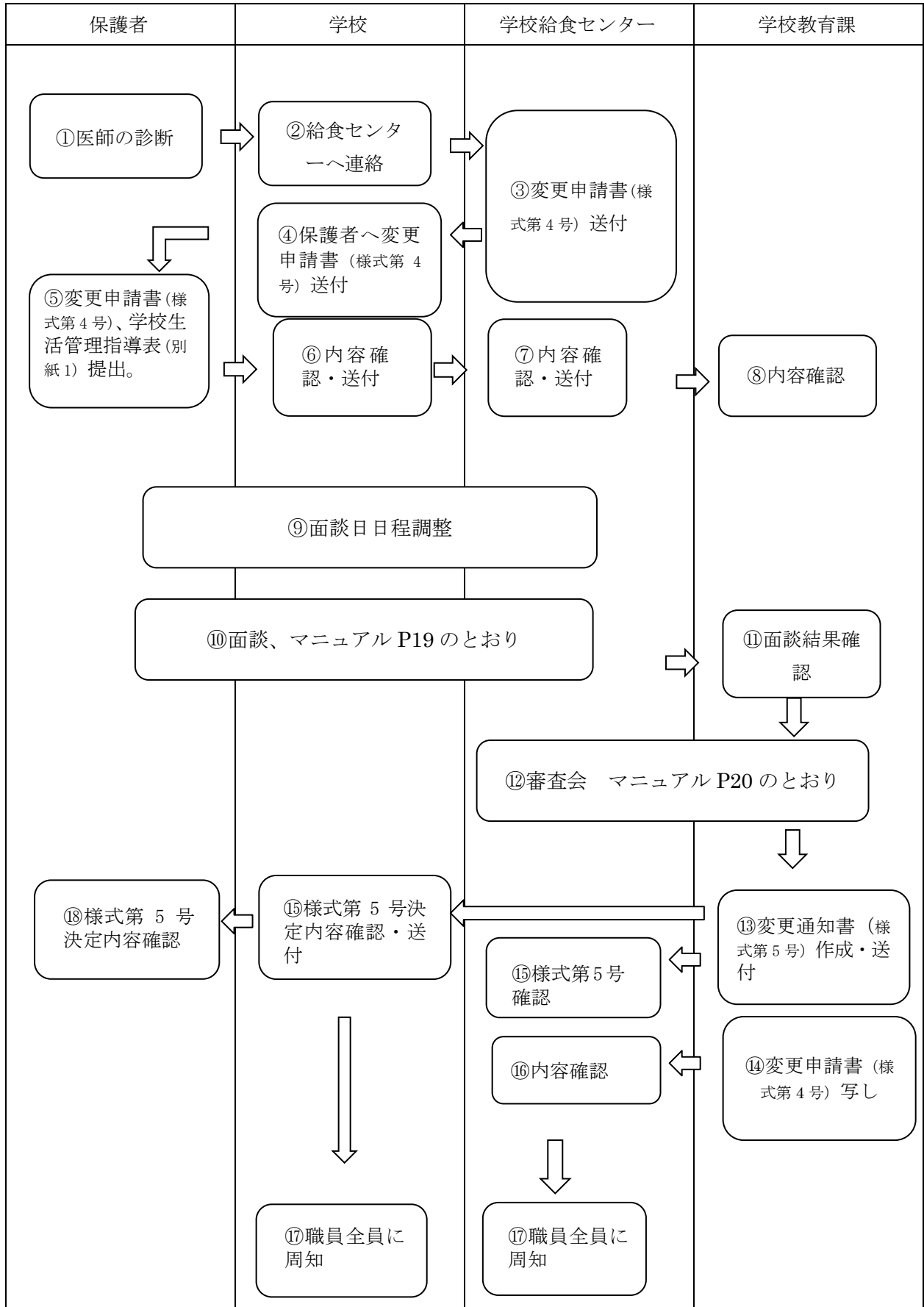
③食物アレルギー除去食実施審査会



④対応開始以降

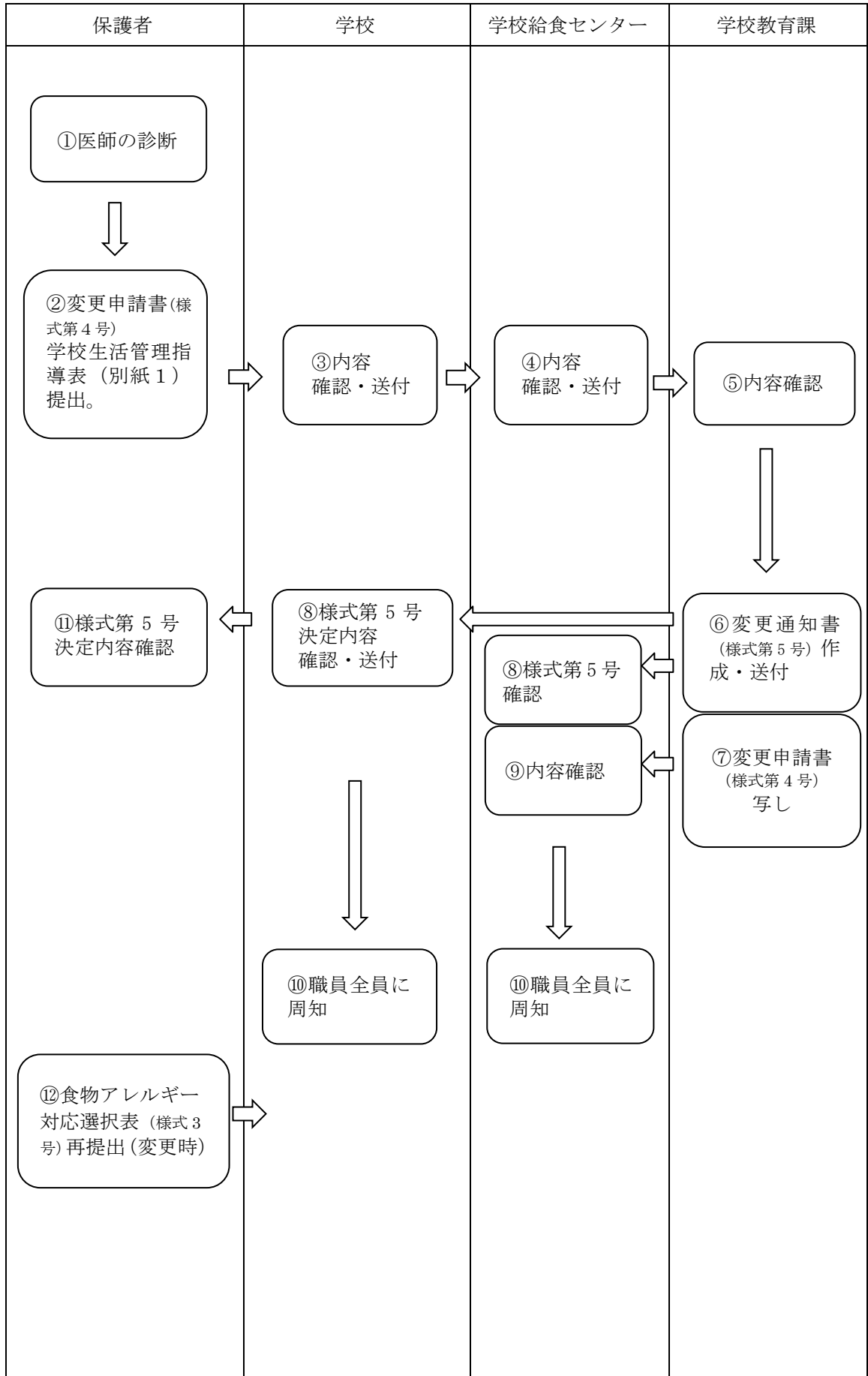


⑤対応内容変更（追加）時の対応の流れ



※追加品目の除去食対応開始は、審査会後の学校給食食物アレルギー対応選択表の提出日程にそって決定します

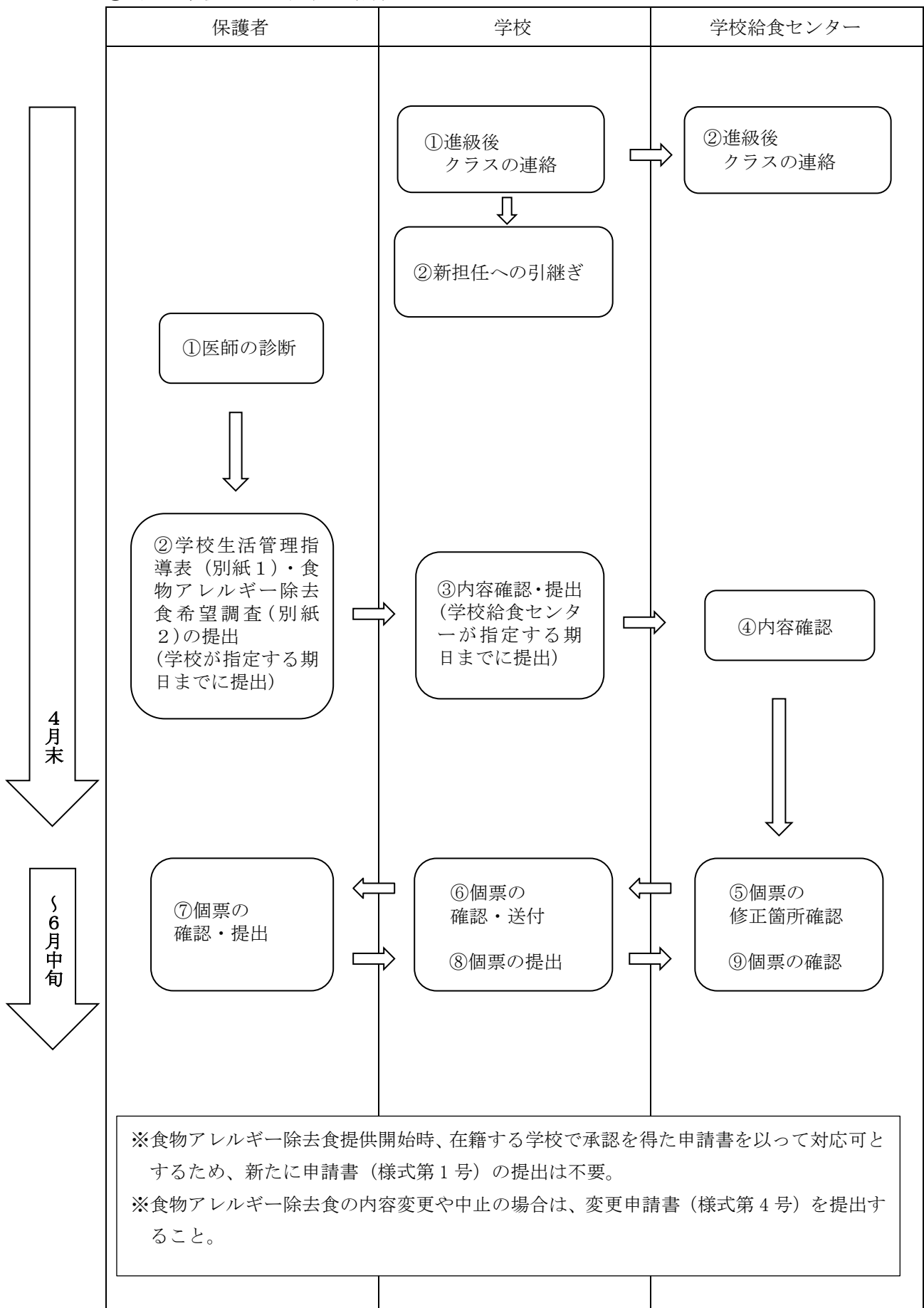
⑥対応内容変更（削減・中止）時



※変更の除去食対応開始は、変更通知書記載のとおりになります。

(2) 継続児童生徒

① 同一学校内で進級する場合

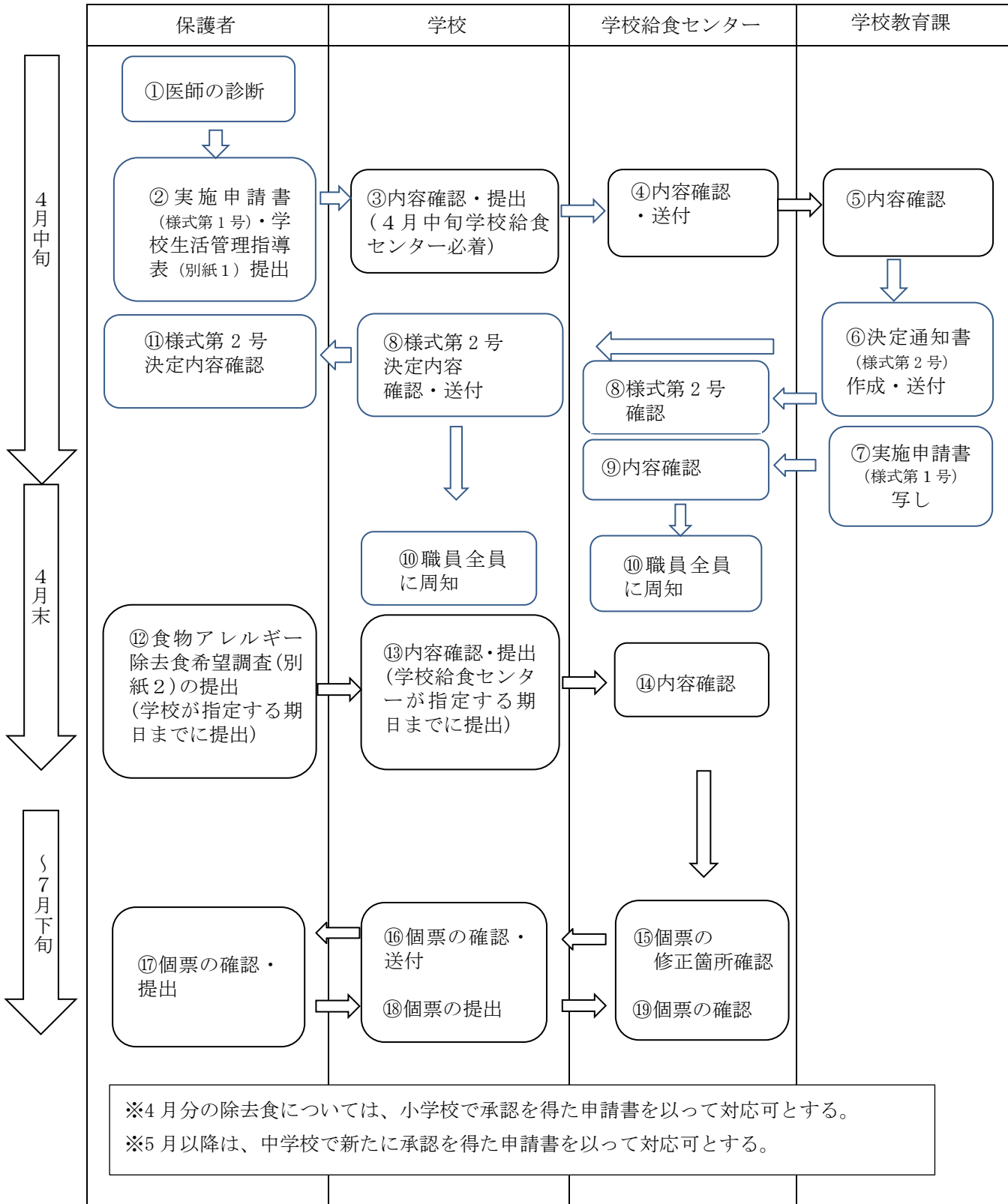


4月末

6月中旬



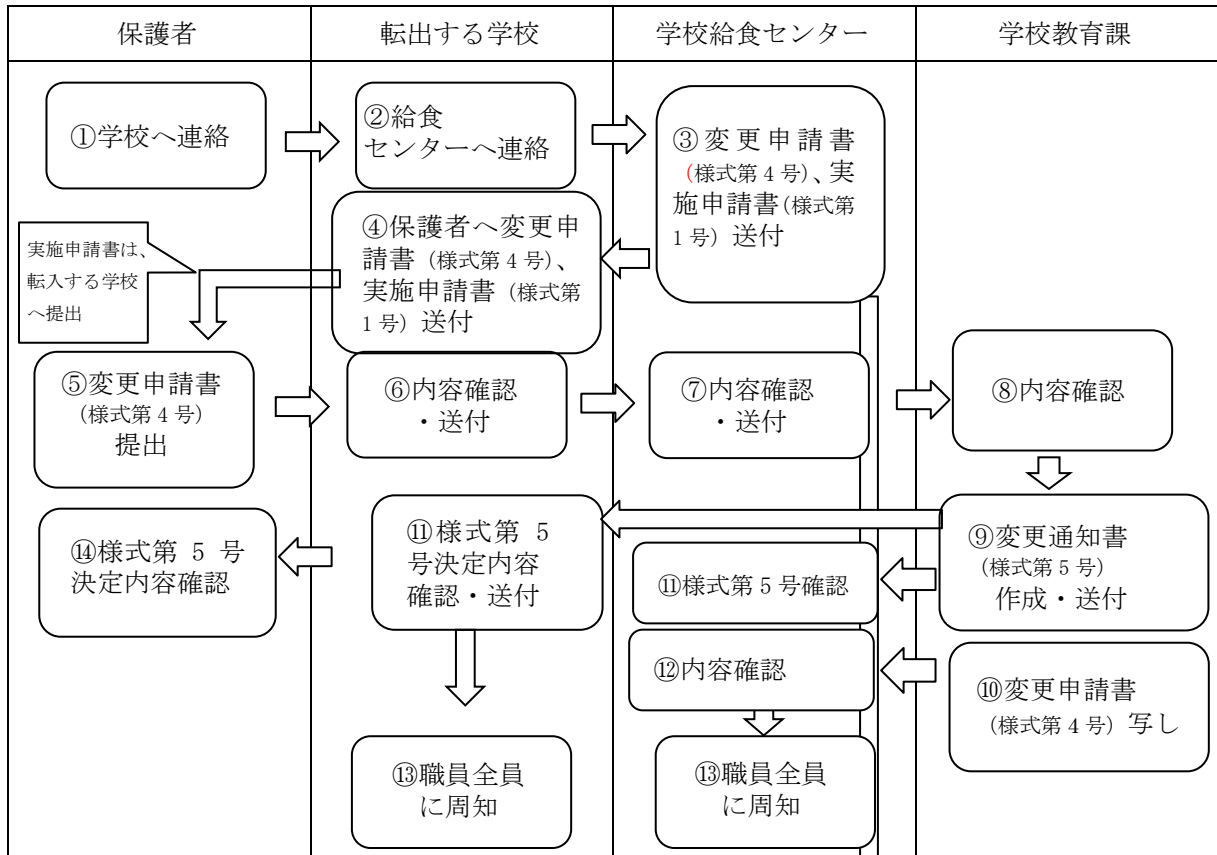
②中学校へ進学する場合



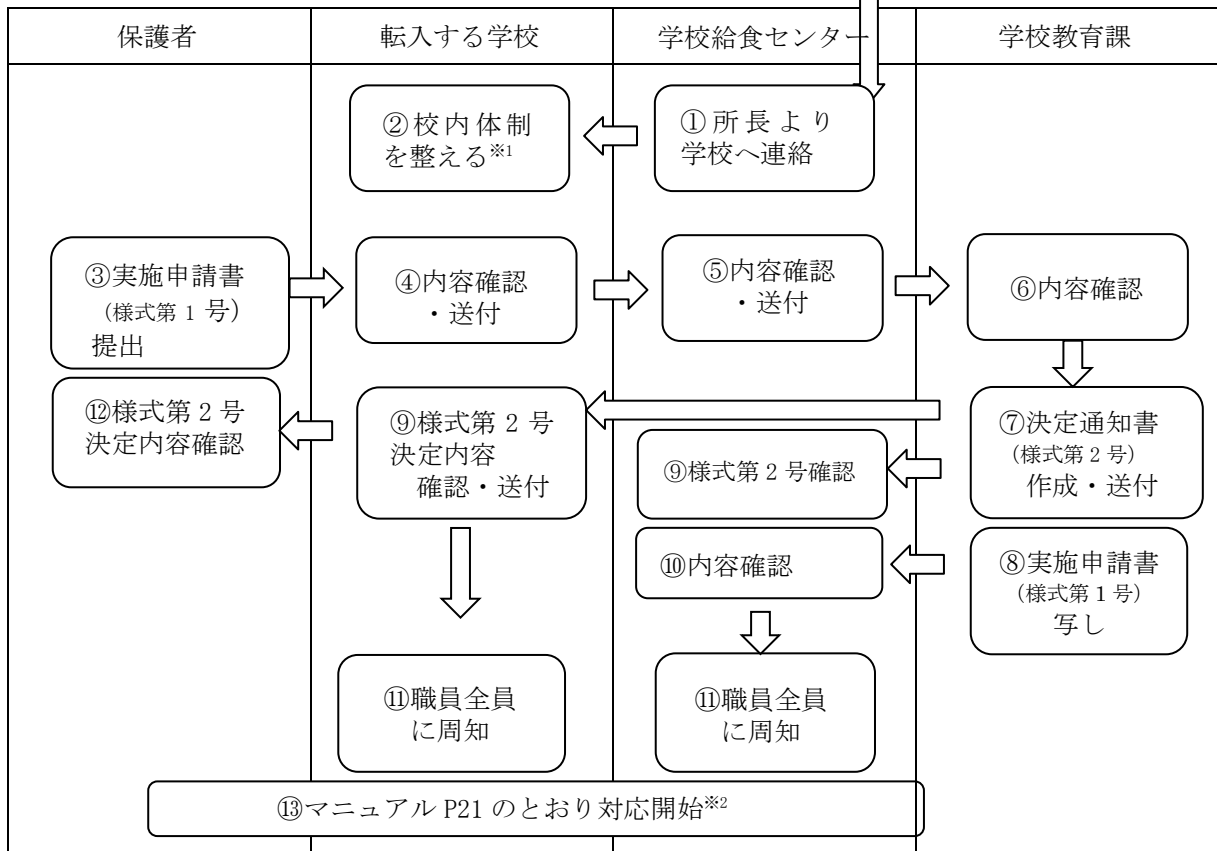
※毎月の対応、対応内容の変更については、(1)新規・転入生「④対応開始以降」「⑤対応内容変更(追加時)」「⑥対応内容変更(削減・中止)時と同様とする。

※年度途中での新規希望者(市外転入者含)については対応せず、次年度からの新規扱いとなります(除去食における年度は、8.9月から次年度7月まで)

### ③市内転出時の対応の流れ



### ④市内転入時の対応の流れ



※1 転入校で校内体制が整わない場合は、除去食対応ができない場合があります。

※2 除去食提供開始は、学校給食食物アレルギー対応選択表の提出日程にそって、申請の翌月または翌々月を予定しています。

## IV 学校における対応

### 1 除去食の配送・受渡し・配膳（誤食を防ぐために）

給食の誤食を防ぐために必要なことは、第一に、除去食を確実に対象児童生徒へ届けるための校内ルール（マニュアル）を整備することです。

そこで、除去食を確実に本人へ届けるための基本的な流れを示すとともに、給食時に学級担任等が注意すべき事項について解説します。

#### （1）除去食を渡す手順

調理員	<ol style="list-style-type: none"><li>① 除去食を個別容器に入れ、移し替え用の専用食器と一緒に袋に入れます。</li><li>② 個別容器とそれを入れる袋には、学校名・クラス名・氏名を明示します。</li><li>③ 配送車に積み込む際に配送員と確認を行い、受領確認表にサインをします。</li></ol>
↓	
配送運転手	<ol style="list-style-type: none"><li>① 調理員と確認後、調理員から受領確認表を受け取り、サインをします。</li><li>② 除去食を学校の給食受取担当に渡します。</li></ol>
↓	
給食受取担当	<ol style="list-style-type: none"><li>① 配送運転手から袋に入った除去食を受け取るとともに、選択表（写し）と除去食を確認し、選択表と受領確認表にサインをします。</li><li>② 教室で学級担任に直接渡します。（対応が難しい学校では給食受入室で受け渡しを行います。）</li></ol>
↓	
学級担任ほか	<ol style="list-style-type: none"><li>① 給食受取担当から除去食を受け取り、選択表（写し）と除去食を確認し、選択表と個別容器のラベルにサインをします。</li><li>② 本人に除去食を渡す際には、献立名と対応内容を伝えます。</li></ol>
↓	
本人	<ol style="list-style-type: none"><li>① 食器への移し替えは、食べる直前に行います。</li></ol>
↓	
学級担任ほか	<ol style="list-style-type: none"><li>① 喫食後、状況を個別容器のラベルに記入します。</li><li>② 容器と食器を袋に入れて給食受取担当に戻します。</li></ol>

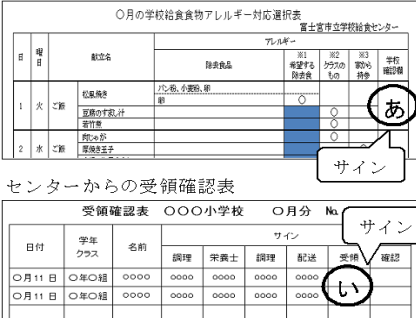


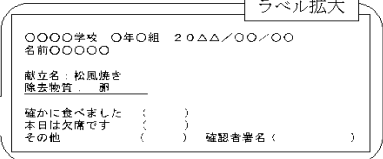
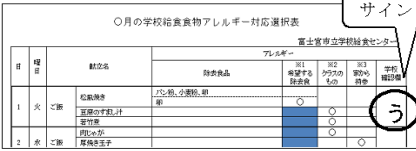
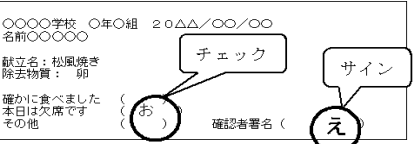

※除去食は袋に入れたまま、対象児童生徒のいる学級に運びます。

給食受取担当が受け取ったあとの対応（教室まで運ぶ、給食受入室で学級担任に渡す）や、学級担任が不在の場合の対応（代替りの職員が教室で受け取る、給食受入室に取りに行く）、児童生徒が欠席した場合の対応など、学校の給食受取担当が除去食を受け取った以後の手順については、学校の実情に合わせたルール（マニュアル）を作っておく必要があります。⇒次頁「学校給食における食物アレルギー除去食提供の流れと留意事項」を使用

学校給食における食物アレルギー除去食提供の流れと留意事項 (平成29年9月～)

(関係職員は、各学校の状況に合わせて変更し、担当不在時についても、事前に決め、記入する。)

※選択表の写しは、給食受入室用とクラス用の2部準備します。

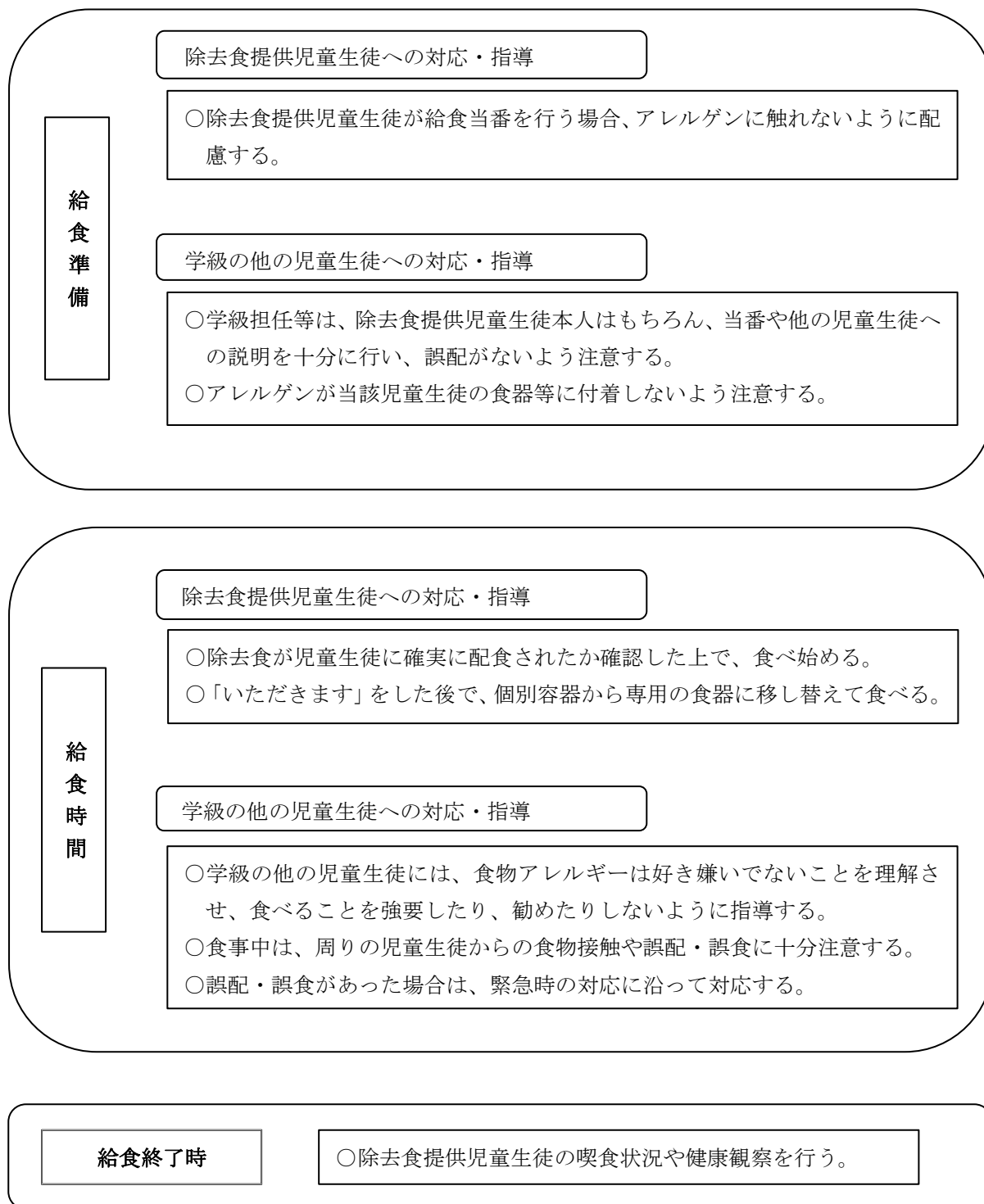
流れ	関係職員	方法 ※は留意事項を確認	確認書類	留意事項
除去食受け取り [配送→給食受入室]	受入担当者 (不在時) ① _____ ② _____	① 配送運転手から除去食 <sup>※1</sup> を受け取る。 ② 給食受入室用選択表と除去食ラベルを確認する。 ③ 給食受入室用選択表「㊦」欄とセンターからの受領確認表「㊨」欄にサインをする。 ④ センターからの受領確認表は、配送運転手に戻す。	給食受入室用選択表 0月の学校給食食物アレルギー対応選択表 	※1 除去食は個別容器、専用食器、専用スプーンを袋に入れて配送する。 除去食個別容器  専用食器  ラベル拡大  〇〇〇〇学校 〇年〇組 20△△/〇〇/〇〇 名前〇〇〇〇〇 献立名：松風焼き 除去物質：卵 確かに食べました ( ) 本日は欠席です ( ) その他 ( ) 確認者署名 ( )
教室へ運搬 [給食受入室→教室]	学級担任又は対象本人 (不在時) ① _____ ② _____	① クラス用選択表を持って、給食受入室へ取りに行く。 <sup>※2</sup> ② 除去食を受け取ったら、クラス用選択表と除去食ラベルを確認する。 ③ クラス用選択表「㊦」欄にサインをする。 ④ 教室に運ぶ。	クラス用選択表 0月の学校給食食物アレルギー対応選択表 	※2 毎日、除去食の有無について確認する。対象本人が取りに行く場合は、各学校で、対象本人及びその保護者と確認をしておく。 [クラス用選択表は、教室に保管する。]
配膳 [教室]	学級担任 (不在時) ① _____ ② _____	① 学級担任と対象本人で除去食ラベルの献立名、除去物質を確認 <sup>※3</sup> する。 ② 除去食ラベル「㊦」欄にサインをする。 <sup>※4</sup> ③ 「いただきます」をする。 ④ 学級担任又は対象本人が除去食を専用食器に移し替える。 <sup>※5</sup>	除去食ラベル 	※3 除去食ラベルの献立名、除去物質は声に出して確認する。 ※4 必ず関係職員がサインをする。 ※5 必ず「いただきます」をしてから、専用スプーンを使用して移し替える。 ・対象本人が給食当番を行う場合、アレルギーに触れないよう配慮する。 ・アレルギーが対象本人の食器等に付着しないように注意する。 ・対象本人はもちろん、他の児童生徒への説明を十分に行い、誤配がないよう注意する。(食物アレルギーは、好き嫌いや偏食ではなく、生命にかかわる疾患であることの周知・認識)
喫食確認 [教室]	学級担任 (不在時) ① _____ ② _____	① 喫食後、状況を除去食ラベル「㊦」欄にチェックをする。	返却方法 	・食事中は、周りの児童生徒からの食物接触や誤配・誤食に十分注意する。 ・誤食があった場合は、裏面「緊急連絡体制・役割分担」に沿って対応する。 ・除去食提供日の「おかわり」は、基本的に禁止である。 ・除去食の残食は、個別容器へ戻す。
返却 [教室→給食受入室]	学級担任又は対象本人	① 除去食 <sup>※6</sup> を給食受入室に戻す。		※6 個別容器、専用食器、専用スプーンが入っているか、また、除去食のラベルに記入漏れがないか確認する。
返却 [給食受入室→配送]	受入担当者	① 除去食が全て返却されたことを確認する。 ② 表示されたコンテナに入れる。		・戻し忘れていた対象者がいないこと受入室用選択表で確認し、配送時と同様の位置に入れる。

## (2) 給食時の教室での対応と指導

除去食提供児童生徒が在籍する学級における、給食時の教室での対応と指導内容について、給食準備、給食時間、給食終了時に分けて、以下の図に示します。

図に示すように、除去食提供児童生徒への対応はもちろんのこと、学級の他の児童生徒に対する対応と指導も極めて重要であり、除去食提供の開始当初は、学級担任以外の職員による応援を考慮することも必要です。

### 給食時の教室での対応と指導



## 2 教職員等の役割分担

食物アレルギーを有する児童生徒が、学校生活を「安全・安心」に送るためには、各職員別の任務の自覚と行動、相互協力が不可欠となります。

### (1) 校長（教頭）

- ① 適切な対応をするよう指導するとともに、職員が共通理解するための機会の設定及び指導・監督を行います。
- ② 保護者との連絡を密にし、児童生徒の実態が把握できるようにします。
- ③ 食物アレルギー除去食を安全に児童生徒へ提供できるよう、校内体制を整えマニュアル化します。
- ④ 食物アレルギー除去食実施に当たっては、校内における学校給食センターとの連絡系統（窓口、担当者等）を明確にしておきます。特に、学校給食センターからの緊急連絡時、必ず対応者がいるようにします。

### (2) 学級担任

- ① 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておきます。
- ② 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が楽しい給食時間が送れるよう配慮します。
- ③ 必要書類の提出が円滑に行われるよう、保護者や学校給食センター職員との連携を密にしておきます。
- ④ 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ⑤ 食物アレルギーに対する正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会をもって伝えます。
- ⑥ 緊急時の対応、連絡先の確認をしておきます。
- ⑦ 給食容器ラベルに喫食状況の記入、確認者署名をします。
- ⑧ 除去食を確実に該当児童生徒へ配食します。
- ⑨ 給食時間において、食物アレルギーのある児童生徒の除去食以外の喫食に注意します。

### (3) 教職員

- ① 学校ごとに、対象児童生徒の実態を把握し、共通理解をしておきます。
- ② 学級担任が不在の場合、サポートに入る職員は、対象児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、学級担任と同等の対応ができるようにします。

### (4) 給食主任・保健主事

- ① 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ② 対象児童生徒の実態を把握し、学級担任、養護教諭、栄養士、栄養教諭等との連携を図ります。

## **(5) 養護教諭**

- ① 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
  - ・アレルゲンとなる食物
  - ・食物アレルギー症状
  - ・かかりつけの病院や主治医
  - ・食物アレルギー症状が出る量及び調理形態
- ② 学級担任、学校給食センター栄養士、他の校内職員との連携を図ります。
  - ・学級担任 ----- 該当児童生徒の食物アレルギー状況の情報を提供します。
  - ・学校給食センター栄養士--学校給食で対応している児童生徒についての情報交換をします。
  - ・他の校内職員 ----- 食物アレルギーの正しい知識と対応について普及します。
- ③ 食物アレルギーの症状が出た場合の措置方法を確認しておきます。

該当児童生徒が誤食した場合や、運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先の確認をしておきます。

## **(6) 学校給食センター所長**

- ① 職員の共通理解がもてるよう指導します。
- ② 保護者と面談した際、基本的な考え方等を説明します。

## **(7) 学校給食センター栄養士・栄養教諭**

- ① 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握します。
- ② 学校給食でどのような対応ができるのかを判断します。
- ③ 学校給食での対応が決定後、確実に該当児童生徒への除去食を提供します。
- ④ 給食時の指導について、学校に状況を伝えてアドバイスします。
- ⑤ 献立作成時に、代表的なアレルゲンができるだけ重複しないよう配慮します。
- ⑥ 配食校との連絡を密に、児童生徒の実態が把握できるようにします。

## **(8) 学校給食センター専任調理員**

- ① 対象児童生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認します。
- ② 栄養士の調理指示をもとに、除去する食物や作業動線図を確認した上で、作業工程をチェックしながら調理作業にあたります。
- ③ アレルゲンの混入に十分注意し、ラベル等の表示を確認して誤配を防ぎます。

## **(9) 教育委員会**

- ① 食物アレルギー除去食実施審査会にて、関係職員と話し合いの後、対応の可否等を決定し

ます。

### **3 児童生徒への対応**

児童生徒の発達段階に応じて、学級担任、養護教諭、保健主事、栄養士、栄養教諭等が連携を図り、保健面、栄養面、生活面に関する以下の指導を行い、自己管理能力の育成を目指します。

#### **(1) 保健指導**

学級担任、養護教諭及び保健主事が相互に連携を図り、安全で衛生的に準備・配膳・片付けができるように衛生指導を行います。

#### **(2) 栄養指導**

栄養士、栄養教諭等と養護教諭が学校等で連携を図りながら指導を行います。除去食を行っている場合は、栄養の偏りや不足が生じることがあるので、失われた栄養価を別の食物を用いて補う必要があることについても指導していきます。

#### **(3) 生活指導**

養護教諭、保健主事、栄養士、栄養教諭等が学級担任と連携を図りながら、対象児童生徒の食事に対する不安を取り除き、本人が精神的な負担を感じないように、体と心の両面から指導します。

#### **(4) 自己管理能力の育成**

学級担任、養護教諭及び保健主事は、対象児童生徒本人が自分の食物アレルギーを認識できるようにし、学校給食の献立に使用されている食物を調べた上で、食べないとか量を加減するといった自分の健康状況に応じた食べ方ができるように指導していきます。

#### **(5) 周りの児童生徒への指導**

学級担任は、養護教諭や保健主事と連携を図り、食物アレルギーという病気に対して理解を持たせます。誰にでもなる可能性があること、好き嫌いや偏食ではなく、疾患の一つであること、自分にとっては何でもないものが人にとっては生命に関わることにつながる恐れがあるということをしっかり認識させ、「仲間はずれ」等対象児童生徒が悲しい思いをしないように配慮します。



## 4 学校給食以外での配慮

学校給食だけでなく、教材教具等アレルギーが含まれる場合や調理実習など食に関する学習活動、野外学習や修学旅行などでも食物アレルギーに配慮していく必要があります。その場合には、学級担任が保護者と連絡調整を十分に行い、児童生徒の安全を確保します。

### (1) 教材教具等への配慮

教材や教具にアレルギーが含まれる場合には、対応方法や活動内容の見直しを行うことが必要です。

アレルギー	配慮すべき教材教具・学習活動例
小麦	小麦粘土、うどん・パン作り体験
乳	牛乳パックリサイクル活動、アイスクリーム作り体験
ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち体験、そば殻枕
大豆	みそ作り

### (2) 食に関する活動での配慮

学校行事や学級活動、家庭科の調理実習、総合的な学習の時間、クラブ活動等で食に関する学習を行う場合には、学級担任が養護教諭等と共に食物アレルギーを有する児童生徒への影響について事前に検討を行います。影響があると考えられる場合は、学級担任が保護者に連絡し、対応を確認した上で学習活動を実施します。

### (3) 遠足・校外学習での配慮

児童生徒同士での弁当や菓子類のやり取りや、体験教室等で「試食コーナー」がある場合は、注意が必要です。食物アレルギーを有する児童生徒には保護者から、また、周りの児童生徒には学級担任から、それぞれ注意をするよう、事前の指導が必要です。

### (4) 宿泊を伴う学習での配慮

宿泊を伴う活動で最も配慮が必要なのは食事です。事前に宿泊施設に対して食物アレルギーの状況を伝え、可能な限りの対応を申し出ます。また、本人と保護者には、事前準備の内容を十分に説明し、了解を得た上で宿泊学習等を実施します。

#### (事前準備)

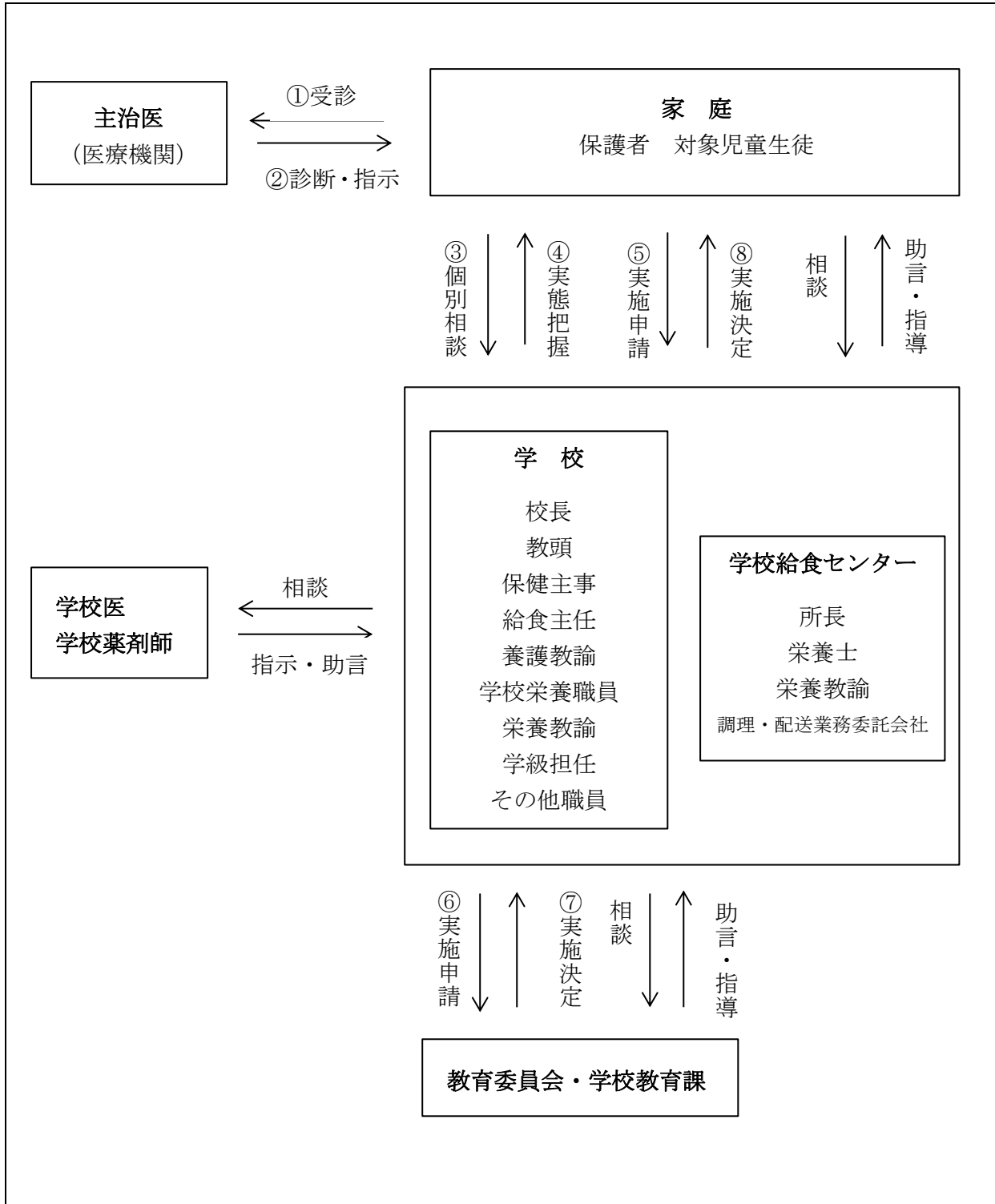
- ① 事前打ち合わせの際に、参加する教職員全員で、どの児童生徒にどのような食物アレルギーがあるかを確認します。
- ② 宿泊施設の食事（食材）内容等、宿泊学習中の対応※について確認します。
- ③ 重篤な症状が出た場合を考えて、搬送する医療機関の確認をしておきます。
- ④ エピペン®や内服薬等持参薬の有無や管理方法を確認しておきます。特に、登山等で緊急時に医療機関へ搬送するまでに時間がかかる場合は、保護者から主治医に相談し、エピペン®を2本準備することも検討します。

#### ※宿泊学習中に想定される対応例

- ・可能な範囲での除去食、代替食の提供
- ・自宅からの食事の持参（レトルト食品等）
- ・おやつ、飲料の検討
- ・枕の種類の検討（そば殻等）
- ・移動時の昼食場所の検討
- ・現地の医療機関への協力要請
- ・旅行会社との連携

## 5 給食対応の組織と連携体制

食物アレルギーのある児童生徒への対応については、保護者と連携をとり、個々の症状や主治医の指示を確実に把握し、学級担任、養護教諭、栄養教諭をはじめ全職員の共通理解のもとに指導や対応にあたる必要があります。また、学校医、学校薬剤師等との連携も必要です。



## V 緊急時の対応

### 1 食物アレルギー発症時の対応

#### ポイント

- 食物アレルギー発症時の対応は、本人の症状が急激に悪化し、急速にアナフィラキシーになることを想定して、迅速に行動することが重要です。
- 食物アレルギー発症時の対応については、危機意識を持ち、校内シミュレーションを行うなど、発症時に備えた体制づくりが必要です。
- エピペン®を所持する児童生徒が自分自身で注射できない場合は、教職員が代わってエピペン®を注射し、その後、速やかに救急搬送を行います。

学校において、児童生徒がアナフィラキシーとなるなどの緊急時には、どの教職員でも初期対応が行えるとともに、その後の応援体制の確保が必要となります。また、症状のレベルに応じた適切な対応も重要となります。

そこで、緊急時における教職員の対応方法の流れを示すとともに、緊急事態発生に備えた学校の体制づくりやアナフィラキシーショックが疑われる場合のエピペン®の使用方法等について解説します。

### 2 緊急時対応の流れ

食物アレルギーの原因食物を誤食したり、アレルギー症状が現れたりした児童生徒を発見した、または、児童生徒から通報を受けた教職員（学級担任等）は、次のとおり行動します。

#### （1）初期対応と応援体制の確保

- ① 誤食してから間もない場合は、口に入れたものを吐き出させたり、口をすすがせたりします。
- ② 原因物質に触れた皮膚や目等の粘膜に症状が現れている時は、速やかに大量の流水で洗い流し、目をこすらないようにさせます。
- ③ アレルギー症状を発症した児童生徒を速やかに保健室に連れて行きます。なお、本人の症状によっては、その場で横にさせるなどして安静にし、経過を観察します。
- ④ 管理職や教職員、養護教諭に連絡し応援を求めます。管理職は、本人の状態に応じて、各教職員に役割を指示します。
- ⑤ アレルギー症状を発症した児童生徒の意識がある場合は、本人から、誤食をした食物、発症した時間、症状の程度等について聞き取りを行います。意識がはっきりしない場合は、周りの児童生徒から出来る限りの情報を聞き取ります。

(2) 症状のレベルに応じた対応

食物アレルギー症状対応表

	グレード1	グレード2	グレード3
全身	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ☆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く症状を観察する。                 </div>		<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い
呼吸器		<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸
消化器	<input type="checkbox"/> 我慢できる弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気	<input type="checkbox"/> 明らかな腹痛 <input type="checkbox"/> 複数回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 複数回の下痢	<input type="checkbox"/> 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける
目 口 鼻 顔	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 唇に腫れ <input type="checkbox"/> 口のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> 喉のかゆみ、違和感 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     ☆グレード3の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を注射する。                 </div>
皮膚	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 部分的な赤み <input type="checkbox"/> 数個のじん麻疹	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身性の赤み <input type="checkbox"/> 全身のじん麻疹	

上の症状が1つでもあれば、以下の対応を行う

上の症状が1つでもあれば、以下の対応を行う

上の症状が1つでもあれば、以下の対応を行う

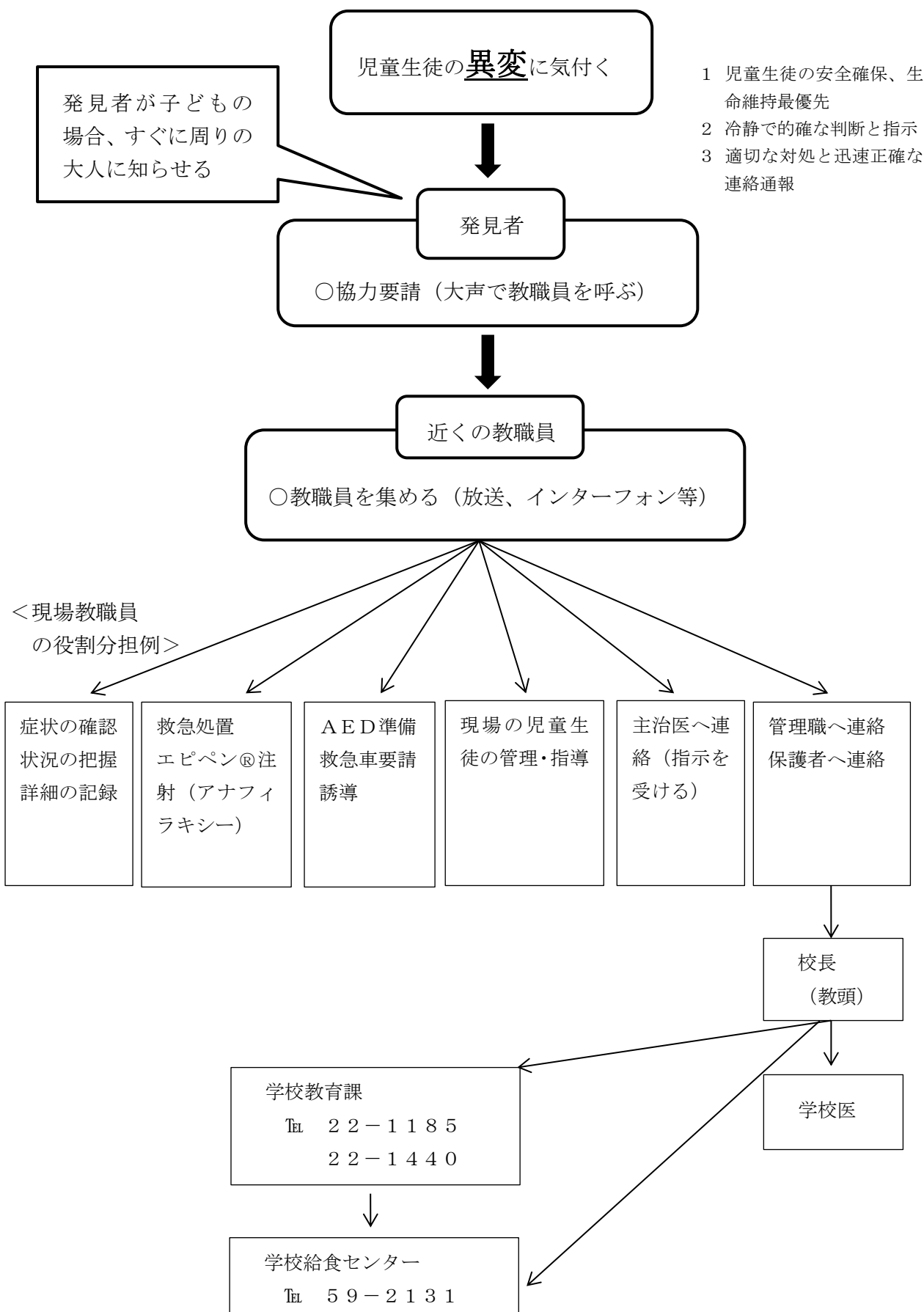
対応	<input type="checkbox"/> 安静にして経過観察 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診	<input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> エピペン®の準備 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診（迷ったら救急車要請） <input type="checkbox"/> グレード3の症状の有無を注意深く観察し、1つでもあてはまる場合はエピペン®を使用する。	<input type="checkbox"/> エピペン®の注射（迷ったらエピペン®の注射） <input type="checkbox"/> 救急車の要請 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 反応がなく、呼吸がなければ <input type="checkbox"/> 胸骨圧迫 <input type="checkbox"/> 人口呼吸 <input type="checkbox"/> AED実施
----	---	---	--

安静にし  
注意深く経過観察

速やかに  
医療機関を受診

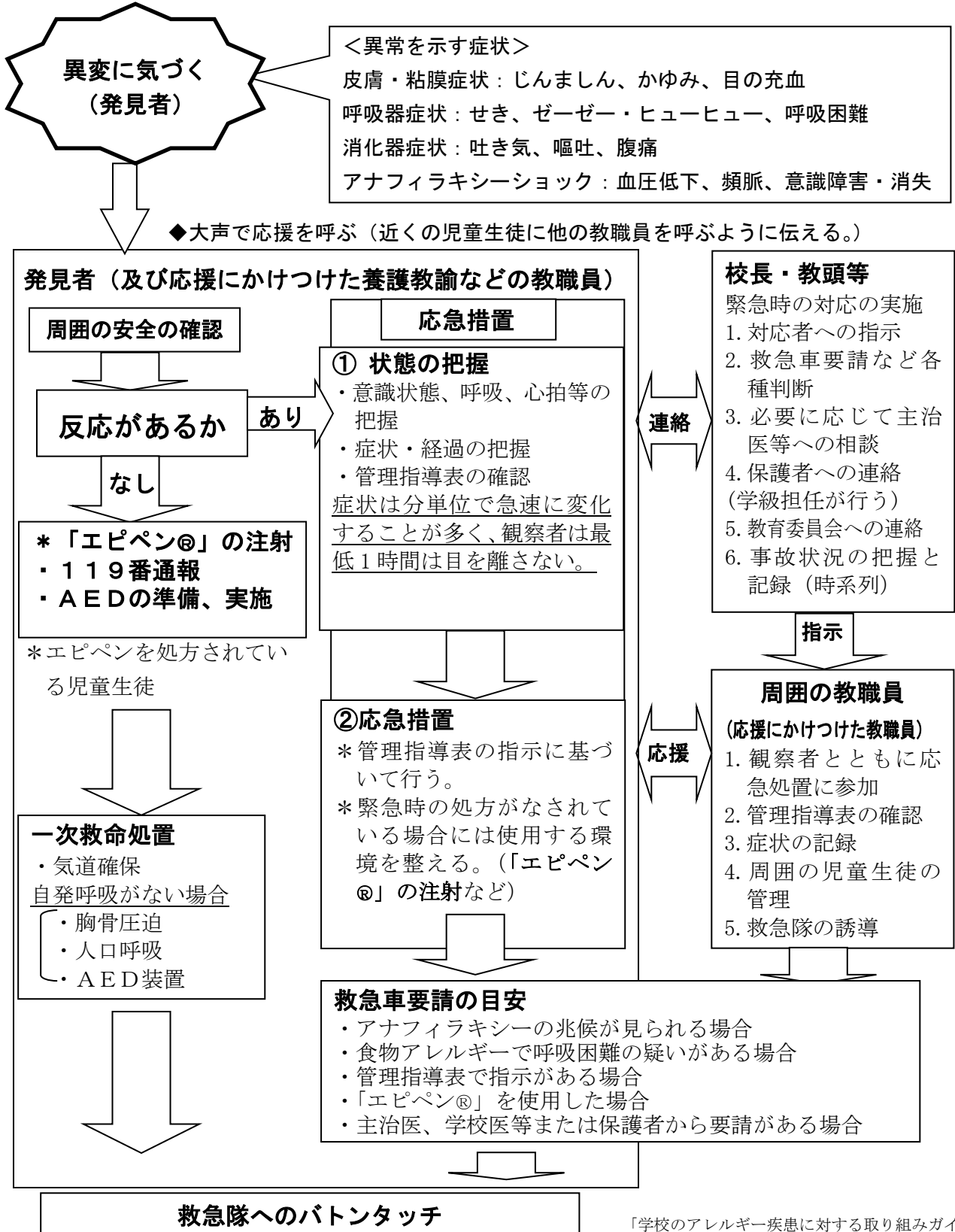
ただちに  
救急車で医療機関搬送

### 3 緊急連絡体制・役割分担



#### 4 アナフィラキシー発症時の対応

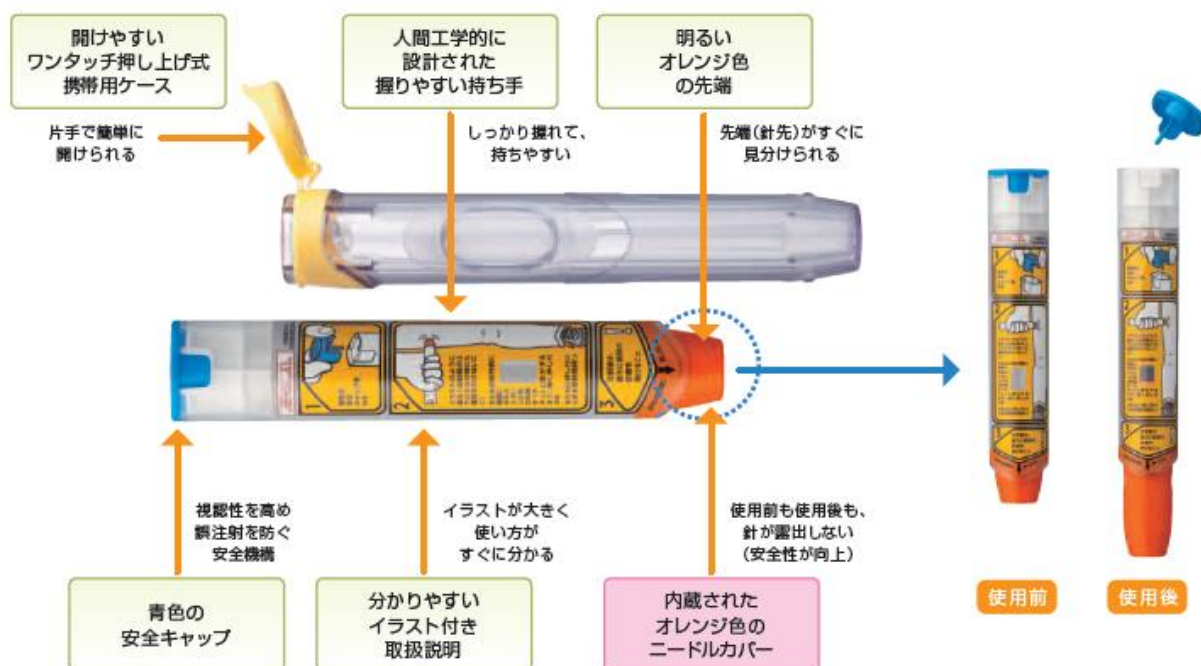
アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備しておく必要があります。



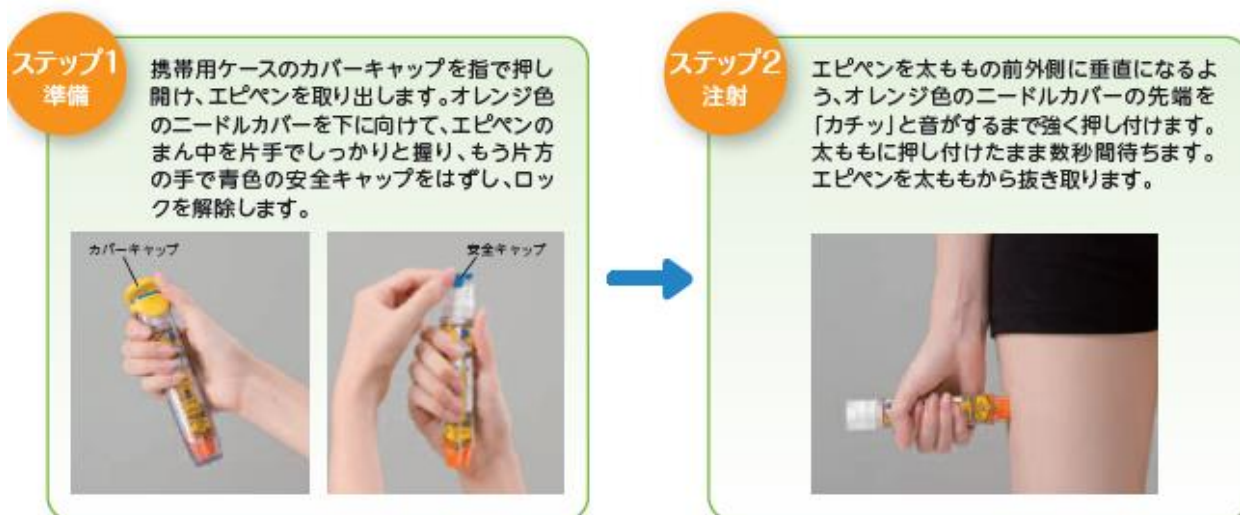
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日発行）より

## 5 エピペン®について

### (1) エピペン®はどんなものか



### (2) エピペン®はどのように使うのか



### (3) エピペン®を保管する際の留意点

エピペン®を学校内に持ち込む場合は、他の児童生徒が手を触れないように留意し、緊急時には担任等の教職員がすぐに取り出して、処方を受けた児童・生徒に手渡すことができるように配慮する必要があります。

エピペン®は光により分解しやすいため、遮光保存が必要です。また、常温での保管が求められているため、真夏の車内など高温になる場所での保管は避ける必要があります。

#### (4) エピペン®を自己注射するタイミング

自己注射の投与方法や投与のタイミングは患者が医師から処方を受ける際に指導を受けています。

アナフィラキシー症状に対しては早期のエピペン®投与が不可欠であり、できれば初期症状（原因物質を摂取して口の中がしびれる、違和感、口唇の浮腫、気分不快、吐き気、嘔吐、腹痛、じん麻疹、せきこみなど）のうちに、ショック症状が進行する前に自己注射することが望まれます。

#### (5) エピペン®を児童生徒が自己注射した後の処置

エピペン®の自己注射は、アナフィラキシーを発現した患者が直ちに医療機関で治療を受けることが出来ない状況下で症状が進行した場合に、緊急避難として使用する薬で、決して医療機関での治療に代わり得るものではありません。そのため、エピペン®を自己注射した後に症状が回復したとしても、必ず、すぐに医療機関で適切な治療を受ける必要があります。

また、注射を完了した自己注射器では針が飛び出したままの状態のものがあります。針が刺さると怪我をしたり、感染などの危険があるので、針先側から携帯ケースに戻し、ねじ式のキャップをしっかりと締めてから、搬送される医療機関まで自己注射をした患者とともに持参してください。（携帯ケースはキャップを締めると針先が曲がるように設計されています。）

日本学校保健協会「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小中学校編」（平成 17 年 4 月 11 日発行）より

#### (6) 教職員等によるエピペン®の注射

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、エピペン®が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。

エピペン®の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第 3 者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に違反することになります。

しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペン®を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意思がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

日本学校保健協会「食物アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 3 月 31 日発行）より



## 【参考文献】

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン  
（平成 20 年 3 月 31 日発行） 財団法人日本学校保健会
- ・食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル  
小中学校編（平成 17 年 4 月 11 日発行） 財団法人日本学校保健会
- ・学校の管理下における食物アレルギーへの対応調査研究報告書  
（平成 23 年 3 月発行） 独立行政法人日本スポーツ  
振興センター
- ・食物アレルギーの診療の手引き 2011 厚生労働科学研究班
- ・食物アレルギーの栄養指導の手引き 2011 厚生労働科学研究班
- ・学校給食センターにおける食物アレルギー対応食マニュアル 静岡市教育委員会
- ・丸亀市食物アレルギー対応マニュアル 丸亀市教育委員会
- ・岐阜市学校給食における食物アレルギー対応の手引き 岐阜市教育委員会
- ・アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル 横浜市教育委員会
- ・学校における食物アレルギー対応マニュアル 富山市教育委員会
- ・食物アレルギー対応の手引き 仙台市教育委員会
- ・船橋市学校給食食物アレルギー対応マニュアル 船橋市教育委員会
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月） 文部科学省

## 【改訂履歴】

平成 31 年度	富士宮市食物アレルギー対応委員会	一部改訂
令和 2 年度	富士宮市食物アレルギー対応委員会	一部改訂